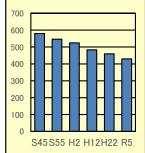
# 農業振興地域制度の概要 - 農振法(昭和44年制定) -

目的:農業を振興すべき地域の指定と当該地域の農業的整備のための施策の計画的推進を図り、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用に寄与する。

## 課題

日本の農地面積は、 宅地等への転用や 耕作放棄等により 年々減少。 食料供給力の低下 が懸念。

# 農地面積の推移



農地は農業生産の最も基礎的な資源。

優良農地を良好な 状態で確保すること が重要。



#### 玉

農用地等の確保等 に関する基本指針 (面積目標等)



都道府県

農業振興地域 整備基本方針 (面積目標等)

農業振興地域の 指定・変更



#### 市町村

### 農業振興地域 整備計画

- ○農用地利用計画 農用地区域の設定・変更
- 〇農業振興のマスター プラン

公告縦覧 意見提出 異議申出

権利者·地域住民

### 農業振興地域

都道府県が農業振興を図るべき地域 として指定した地域 (市町村が農振整備計画を作成)

#### 農用地区域

市町村がおおむね10年を見通して農用地として利用すべき 土地として設定した区域 [転用原則禁止]

#### 設定要件

- 次の土地については農用地区域に設定
  - ア 集団的農用地(10ha以上)
  - イ 農業生産基盤整備事業の対象地
  - ウ 農道、用排水路等の土地改良施設用地
  - エ 農業用施設用地(2ha以上又はア、イに隣接するもの)
  - オ その他農業振興を図るために必要な土地

# 計画達成措置

- 生産基盤整備 等農業施策の 集中的実施
- 農地集団化等 の交換分合
- 施設の適切配 置等の協定
- 〇 開発行為規制
- 〇 税制優遇措置 等

## 除外要件

#### ~農地転用のための農用地区域からの除外~

- 道路等や地域の農業振興に関する市町村の計画に基づく施設 等の公益性が特に高いと認められる事業の用に供する土地
- 上記以外の場合は、次の要件を満たす場合に限り除外が可能
- ア 農用地以外の土地とすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- イ 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ウ 農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれが ないこと
- エ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利 用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- オ 土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- カ 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過していること

#### ○ 農地法による 転用許可制度

- ・農業生産に支障の 少ない農地から順 次転用されるよう 誘導
- ・転用目的実現性を 審査し、投機的な 農地取得を防止

効果

優良農地の確保

農業の振興